

別紙

令和6年度久慈保健所犬抑留所管理等業務仕様書

久慈保健所犬抑留所（久慈市大川目町第1地割108番地3）（以下「抑留所」という。）における施設の維持管理、抑留所で保管する犬・猫等の飼養管理及び殺処分した犬・猫等の焼却等を適正に実施することを目的として犬抑留所管理等業務委託を行い、委託内容について必要な事項を定めるものとする。

第1 委託業務の内容及び執行方法について

（1）抑留所の維持管理に関する業務

抑留所内外の清掃、その他施設の維持管理に必要な業務を行うものとし、その実施基準は別表のとおりとする。

（2）保管する犬・猫等の飼養管理に関する業務

保管する犬・猫等の飼養管理（毎日、朝・夕2回の給餌、給水）を行うとともに、狂犬病予防員が行う犬の返還等、その他関連する業務の補助作業を行うものとする。

（3）殺処分した犬・猫等の焼却等に関する業務

殺処分した犬・猫等の死体について、焼却等の業務の補助作業を行うものとする。なお、この場合、殺処分の方法については、狂犬病予防員の指示に従うものとする。

第2 委託業務の実施日

委託業務は、原則として、毎日実施するものとする。ただし、次に掲げる日であって、久慈保健所犬抑留所で保管する動物がない場合は、業務を行わないものとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第3 危害防止について

動物に対しては、動物愛護の精神に基づいて接するとともに、動物から危害を受けまいよう細心の注意を払うものとする。

第4 事故発生時の処理について

委託業務の実施中に事故が発生した場合は、速やかに狂犬病予防員に報告し、その指示を受けるものとする。

第5 委託業務の記録・報告について

別紙様式第1号に定める「犬抑留所管理等業務日誌」に管理の状況を記録し、別紙様式第2号に定める「業務完了報告書」により、毎月業務完了を報告すること。

第6 委託料の請求書について

毎月の業務完了の確認を受けた後、別紙様式第3号により、従事月の翌月5日までに県北広域振興局保健福祉環境部に請求書を提出するものとする。

別表

久慈保健所犬抑留所の維持管理に関する実施基準

業務の種類		内 容
抑留所の維持管理に関する業務	日常清掃	1 事務室内の清掃 ① 床 ② 湯沸器、流台 ③ 茶殻、紙屑等の処理 2 施設の床及び檻等の清掃 ① 保管する犬猫等の排泄物の処理 ② 毛、鎖、ダンボール箱等の処理 ③ 床面、腰板、檻鉄格子及び動物ケージの洗剤による洗浄と水洗 3 抑留所外の清掃 ① 敷地内の清掃（除草等） ② 排水溝の清掃 ③ 便所の床、便器の清掃
	特別清掃 (年1回以上実施)	1 壁面及び天井の清掃 ① 塵埃及びクモの巣等の除去 ② 雑巾による水拭き 2 照明器具及び換気扇 ① 電球、蛍光管を取り外し水拭き ② 換気扇の分解掃除 3 窓ガラスの清掃 水拭きと洗剤による磨きあげ 4 その他 抑留所周囲の清掃
保管犬・猫等の飼養管理に関する業務	1 給餌と給水 2 食器、水受けの洗浄 3 健康状態のチェック	
保管犬・猫の焼却等に関する業務	1 殺処分犬・猫等の焼却の補助 2 焼却終了後の骨灰及び不燃物の除去作業 3 焼却室内の清掃	